

国民年金保険料の免除制度

問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課 住戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。一部納付には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の3種類があります。本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合には、全額免除または一部納付が承認されます。

保険料免除になった期間は、年金の受給資格期間(25年間)には算入されます。

ただし、年金額を計算するときには、保険料免除は保険料を全額納付したときと比較して減額されません。

また、保険料免除を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死

亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができませんので、保険料は未納のままにしないで、「国民年金保険料免除制度」の手続きを行ってください。

本部推進対策からのお知らせ

介護保険課 健康福祉課
グループ推進本部
☎74-3001
☎74-3003

介護保険料の支払いが滞るとサービスの給付制限や滞納処分が法律により定められています

皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険のサービス給付に必要な経費をまかなうための非常に重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度を維持していく上で大きな支障になるため、納付をしている人との公平性を保つために、次の措置が講じられます。

現在介護サービスを受けている人も、将来介護保険のサービスを受けるときに制限が生じ、また地方税法を準用し滞納処分(差押)の対象となりますので、くれぐれもご注意ください。

◎滞納すると……

【サービスの給付制限】

◆介護保険料を1年以上滞納した場合

介護保険料を納付期限から1年以上滞納した場合は、介護サービスを利用した際の利用者負担が、かかった総費用の1割負担ではなく、いったん全額を支払っていただき、後日、町の窓口で9割分を保険給付とする償還払いでの給付になります。

◆介護保険料を1年6カ月以上滞納した場合
前記(償還払い)の滞納措置を受けても、なお滞納が続き、その期間が1年6カ月を経過した場合は、保険給付の支払を一時差し止めることとなります(償還払いで給付する9割分を差し止める)。
一時差し止めの後もなお滞納が続く場合は、その差し止めた保険給付の額から滞納している保険料額を差し引いて滞納保険料額と保険給付額の相殺を行います。

◆介護保険料を2年以上滞納した場合
要介護などの認定を受けて、介護サービスを利用する場合に、介護保険料の未納期間に応じて利用者負担が「1割から3割」

に引き上げられます。更に、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

【滞納処分】

◆介護保険法第144条において、地方自治法231条の3第3項に法律で定める歳入とされ、地方税の滞納処分手続が準用されることとなります。

◆督促状や催告書等を通じても支払いに応じない場合など、次の滞納処分を行うことがあります。

■給与差押……勤務先に給与の調査を行い、差押可能額に応じ強制執行いたします。

■預金差押……金融機関に調査の後、強制執行いたします。

事前に本人からの了承は得ません。介護保険料の納期内納付にご協力願います。

本なを健康維持者として表彰

健康福祉センター
☎76-4006

町では、室蘭歯科医師会と共催で、10月27日(日)に、伊達市保健センターで「いい歯の日『歯科健康教室』」を開催します。



同教室では、国と日本歯科医師会が推進している8020運動に基づき、80歳以上の高齢者で20本以上の自分の歯を持ち、長年にわたり健康な口腔環境を維持している方を表彰します。対象は、昭和8年4月1日以前に生まれた方で、かかり付けの歯科医師の推薦または自薦の方です。あわせて、室蘭歯科医師会から8020賞も贈られます。

自薦の方は、表彰式当日、午前10時までに直接、会場にお越しください。歯科医師による口腔診査などを行い、該当の有無を決定します。

■日時 10月27日(日) 午前11時30分～12時
■場所 伊達市保健センター
■内容 8020健康表彰式
■対象 80歳以上の高齢者で20本以上の自分の歯を持ち、長年にわたり健康な口腔環境を維持している方